

諮問第 1 号

シルバーピア住宅落選決定に対する異議申立てについて

シルバーピア住宅落選決定に対し、次のとおり行政不服審査法第 6 条の規定に基づく異議申立てがあったので、地方自治法第 244 条の 4 第 4 項の規定に基づき諮問する。

平成 23 年 11 月 29 日

葛飾区長 青 木 克 徳

1 異議申立人

東京都葛飾区 ■■■ 丁目 ■■ 番 ■■ 号 ■■■ ■■■

2 異議申立ての年月日

平成 23 年 8 月 12 日

3 異議申立ての趣旨及び理由

(1) 異議申立ての趣旨

葛飾区長が平成 23 年 8 月 4 日付けで異議申立人に対して行ったシルバーピア住宅落選決定の取消しを求めるもの

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立人は、居住する住居の賃貸人から立ち退きを求められているが、年齢的に ■■ 歳であり、民間のアパートを借りることは難しい。

イ 今のアパートは、家賃が高く、生活が非常に困難である。

ウ 今のアパートは、浴槽が深く、異議申立人の身体では入れない。